

令和7年度困難を抱える女性への支援事業業務委託企画競争の実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和7年2月18日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

様々な課題や困難を抱える女性に対し、行政だけでは手が届きにくい支援を、特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）等の民間団体の知見や能力を活用しながら進めることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 委託名 令和7年度困難を抱える女性への支援事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 概算予算額 総額6,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内
※本委託事業は、国に対し応募する地域女性活躍推進交付金の交付が決定されることを前提に進めているため、同交付金の交付が決定されなかった場合、または交付額が修正された場合には、手続きを変更または中止することがある。
- (5) 支払条件 毎月払い
- (6) 契約保証 契約保証金（契約金額の10/100以上の額）
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、役務部門に登録がある民間団体（特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人）であること。株式会社等の民間企業は含まない。現在、有資格者名簿に登録のない者も企画

提案書を提出することができるが、企画提案書の提出と併せて有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。(別表1)

- (4) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づき、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 暴力団もしくは暴力団員でないこと。また、その統制のもとにないこと。
- (6) 岡山市内に拠点をおいて活動しているNPO等の民間団体で、過去5年間にDV被害者支援等、女性の自立支援を行った実績を持つ団体であること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書(案)等の交付	公示日から令和7年3月13日(木)まで
仕様書(案)等に関する質問受付	令和7年2月26日(水) 午後3時まで(必着)
仕様書(案)等に関する質問回答	令和7年3月3日(月) 午後3時ごろ掲載
企画提案書等の提出	令和7年3月4日(火)から 令和7年3月13日(木)午後5時15分まで(必着) ・各日午前9時から正午、午後1時から午後5時15分
ヒアリングの実施(予定)	令和7年3月19日(水)
審査結果の通知(予定)	令和7年3月24日(月)頃

5 仕様書(案)等の交付方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)からダウンロードすること。

●ホームページアドレス：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-16-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書(案)等に関する質問の受付及び回答

仕様書(案)等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

(1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】令和7年度困難を抱える女性への支援事業業務委託」として、岡山市女性が輝くまちづくり推進課へ提出すること。

電子メール：danjo@city.okayama.lg.jp

※送信後は必ず電話により受信の確認を行うこと。

(2) 回答方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)へ掲載する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和7年3月4日（火）から令和7年3月13日（木）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出方法

岡山市女性が輝くまちづくり推進課宛に持参又は郵送により提出期間内に提出すること。

郵送の場合は「令和7年度困難を抱える女性への支援事業業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により提出すること。

持参の場合は岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日は除く。また、各日の受付時間は午前9時～正午及び午後1時～午後5時15分とする。

(3) 提出書類

①企画競争参加申請書（様式1）

②実績証明書（様式2）

③企画提案書（自由様式）

企画提案書には下記事項について文章または図表等で記載すること。

ア 本業務遂行のための基本的な考え方・方針

業務の遂行にあたっての基本的な考え方、具体的な方針について記載すること。

イ 業務案

- ・相談業務および居場所提供について、具体的な実施内容を記載すること。
- ・業務にあたっての体制、人員配置、従事者の役割等を記載すること。
- ・受託後から業務完了までの全体スケジュールを記載すること。

企画提案書は原則として、A4版・縦置き・横書き・カラー・両面印刷とし、ページ番号を付けること。左上1か所をホチキス止めすること。

④経費見積書（自由様式）

見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額を別々に記入し、合計金額を明記すること。

⑤有資格者に登録されているものと同様であることを認めるための書類

※有資格者名簿に登載されていない場合は別表1に記載した提出書類を企画提案書と一緒に提出すること。

(4) 提出部数 各6部

- ・提案事業所名（商号又は名称）、代表者印のあるもの（正本）各1部
- ・提案事業所名（商号又は名称）、代表者印のないもの（副本）各5部

※副本には提出する全ての書類において事業所名や代表者名が分かる表記はしない。

※企画競争参加申請書、経費見積書及び有資格者に登録されているものと同様であることを認めるための書類は正本1部のみで可。

(5) 注意事項

- ①連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を記入すること。
- ②仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。
- ③提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定しない。
- ④提出書の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。

8 特定方法等

(1) 審査体制

岡山市市民協働局事務事業委託審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(2) 審査方法

- ①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行う。
- ②各委員は、評価基準をもとに 100 点満点で審査し、全委員の合計得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。
- ③審査した結果、60 点に委員数を乗じた点数を下回る提案については特定しない。

(3) ヒアリングの実施

- ①発表時間は 1 事業者につき 15 分程度とし、その後委員から質問を行う。
- ②ヒアリングに用いる資料は、事前に提出された企画提案書及び見積書に限る（プロジェクター等の機器の使用は不可）。
- ③ヒアリングの詳細な日時、場所については後日知らせる。なお、提案者が 1 者の場合でもヒアリングを実施する。

(4) 評価基準

別紙 1 のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面により通知する。特定されなかった

提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面により通知する。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しない。
- (3) 特定しなかった提案書は原則として返却する。返却が不要な場合は、提案時にその旨を知らせること。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) この企画競争は、本公示で定めるもののほか、岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。
- (9) 令和7年3月31日までに、本市議会で本業務に係る令和7年度予算の議決が得られないとき又は当該予算の執行の承認が得られないときは、本業務は執行しない。なお、その場合の応募者における損害については、本市は一切負担しない。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市市民協働局市民協働部

女性が輝くまちづくり推進課 担当：大熊

(岡山市役所本庁舎7階)

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1115 FAX：(086)803-1845

電子メール：danjo@city.okayama.lg.jp